

# 議場スクリーンの使用及び議場における資料の持込みについて（案）

（平成 29 年 5 月 16 日 議会運営委員会決定）

（令和 年 月 日 改正）

より開かれ、充実した県議会を実現するため、対面式議場の導入に合わせて設置する議場スクリーン（以下「スクリーン」という。）の使用及び議場における資料の持込みの取扱いについて、次のとおり定める。

## 1 スクリーンへの表示

スクリーンへは次のものを表示する。

- (1) 審議の状況
- (2) 審議に必要な資料（発言の補助手段として使用するものに限り、資料の内容は、意見及び要望には及ばないようにする。）
- (3) 手話
- (4) その他、議長が必要と認めるもの

## 2 表示に係る操作

原則として議会局（委託事業者を含む。）が操作して表示するものとする。

ただし、議員が発言に際して 1 (2) の資料を表示するためスクリーンを使用する場合は、原則として自ら又は質問補助者がタブレット端末等の機器を操作して表示する。

## 3 資料の表示

1 (2) の資料を議場に持込み又はスクリーンに表示するときは、次のとおり取り扱うものとする。なお、資料の使用は発言の補助手段であることに留意する。

- (1) 持込み又は表示の許可  
議員が資料を議場に持込み又はスクリーンに表示するに当たっては、発言通告までに、あらかじめ別紙資料提示申出書に資料の現物又は写しを添えて、議会運営委員会委員長を経て議長に提出し、許可を得るものとする。
- (2) 表示することができない資料
  - ア 使用者が使用する権限を持っていない資料
  - イ 使用することにより、特定の者の利益を助長し、又は侵害する資料
  - ウ その他議会運営委員会において表示することを禁じた資料
- (3) 議事説明者への資料の配付  
議員が資料をスクリーンに表示する場合は、その写しを議事説明者に配付することができる。
- (4) 発言時間の取扱い  
資料の表示に要する発言時間の取扱いは、従前のおりとする。
- (5) 会議録への掲載  
使用した資料は、会議録には掲載しない。

## 4 議事説明者の取扱い

議事説明者が発言に際し、資料を議場に持込み又はスクリーンに表示する場合は、議員に準じて取り扱う。なお、3 (1) の「発言通告までに」を「資料提示の前日までに」と読み替える。